

議案第 27 号

町の区域を変更する件

令和 4 年（2022 年）9 月 21 日提出

札幌市長 秋元克広

北区西茨戸 4 条 1 丁目の一部区域について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

北区西茨戸 4 条 1 丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
西茨戸 3 条 1 丁目	西茨戸 3 条 1 丁目の全部及び 西茨戸 4 条 1 丁目の一部

（理由）

北区西茨戸 4 条 1 丁目の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

別図

## 位置図



北区西茨戸4条1丁目の  
一部区域に関するもの

■ 町の区域を  
変更するもの

凡 例

